



技術協力プロジェクト

2016年12月15日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和)初等教育算数指導力向上プロジェクト フェーズ2 (英)Project for the Improvement on the quality of Mathematics Teaching in Primary Education Phase 2
対象国名	ニカラグア
分野課題1	教育-初等教育
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	人的資源-人的資源-基礎教育
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
署名日(実施合意)	2012年05月30日
協力期間	2012年09月16日 ~ 2015年09月15日
相手国機関名	(和)教育省
相手国機関名	(英)Ministry of Education

プロジェクト概要

背景

ニカラグア共和国(以下、「ニ」国)では、初等教育純就学率は79%(2000年)から93%(2009年)と改善が見られる。しかし、留年や退学により規定年数(6年間)で修了できる生徒は48%(2007年)という統計もあり、初等教育の拡充が人的資源開発における主要課題となっている。「二」国政府は「国家人間開発計画(Plan Nacional de Desarrollo Humano)」において、教育は貧困削減のために取り組むべき重要分野に位置づけており、「教育戦略計画2011-2015(Plan Estrategico de Educacion 2011-2015)」において初等教育の拡充を最重要課題として取り組むとしている。

一方、2006年に実施された小学3、6年生を対象とした国語と算数の全国学力調査によれば、初歩的な算数の知識しか持たない生徒が3年生では69.7%、6年生では92.7%にのぼり、2002年同学力調査結果の61.8%、87.5%と比べて改善がほとんど見られない。さらに、2008年に公表された第2回ラテンアメリカ・カリブ地域比較調査(SERCE)においても、ニカラグアの3、6年生の算数学力は域内各国の平均以下であり、「二」国政府は算数教育の改善を喫緊の課題としている。

そのような中、「二」国政府は日本政府に対して教員養成における算数指導力の向上のための協力を要請した。これを受けてJICAは教育省への技術支援を開始し、中米カリブ「算数大好き！」広域プロジェクトの枠組みにおいて、2006年4月から2011年3月にかけて「初等教育算数指導力向上プロジェクト(PROMECEM)」を実施した。加えて2011年10月から2012年3月にかけてフォローアップ協力を行った。これらの協力により、1~6年生児童用教科書、同教師用指導書、「算数及び指導法」講座の指導案集等が開発された。

教育省は教科書と指導書を教育課程に正式に導入すべく、それらの印刷・配布と全国的な教員研修(導入研修)を行い、プロジェクトは指導書、教科書、指導案集の8教員養成校への供与と教員養成校教官に対する導入研修を実施した。その結果、チナンデガ県の「Darwin Vallecillo」教員養成校(パイロット校)生徒の算数指導力及び全国8教員養成校数学教官の指導法関連知識の向上が確認された。

しかし、PROMECEMによって導入された新指導法と上記成果の全国8教員養成校への普及には、さらなる技術支援が不可欠であることが確認され、「二」国政府より日本政府に対して、教員養成校数学教官と生徒の指導力向上を目的とした「初等教育算数指導力向上プロジェクト フェーズ2」が要請された。

上位目標	全国8教員養成校において、2013年以降に入学した学生により、最終学年に教師用指導書を活用した算数科の実習授業が行われる。
プロジェクト目標	全国8教員養成校の「算数とその指導法1、2、3」講座が改善される。
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「算数とその指導法 1、2、3」の指導案集(以下、「算数指導法」指導案集)が現行の教員養成課程カリキュラムに即して改訂される。 2. 8教員養成校の数学教官により授業研究が実践される。 3. 8教員養成校の数学教官の算数指導力が向上する。 4. プロジェクト活動を通じて算数教育の重要性が認識される。
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1.1. (コアグループが)ベースライン調査を実施する。 1.2. (コアグループが)フェーズ1で作成した「算数指導法」指導案集を改訂する。 1.3. (コアグループ及び8教員養成校数学教官が)「算数指導法」指導案集改訂版を8教員養成校で試用する。 1.4. (コアグループが)1.2試用を踏まえ、完成版を作成する。 2.1. (コアグループが)教員養成校数学教官向けに「授業研究」ガイド(案)を作成する。 2.2. (コアグループが)全国8教員養成校算数教師に対し、授業研究にかかる全国研修を行う。 2.3. (8教員養成校数学教官が)各教員養成校において研究授業を実施する。 2.4. (コアグループが)授業研究の実施状況をモニタリング・評価する。 2.5. (コアグループが)「授業研究」ガイド完成版を作成する。 3.1. (コアグループが)8教員養成校数学教官に対し、「算数指導法」指導案集の使用方法にかかる全国研修を行う。 3.2. (コアグループが)8教員養成校を巡回し、「算数指導法」指導案集の使用方法にかかる指導を行う。 3.3. (コアグループが)8教員養成校の「算数指導法」講座のモニタリング・評価を行う。 4.1. (コアグループが)定期的にニュースレターを発行する。 4.2. (コアグループが)定期的にプロジェクトのホームページを更新する。 4.3. (コアグループが)必要に応じてプロジェクトに関する広報活動を行う。
投入	
日本側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. 長期専門家1名 2. 短期専門家(必要に応じて) 3. 業務アシスタント 4. ベースライン調査経費 5. 「算数指導法」指導案集と「授業研究」ガイドの試用版の印刷・配布経費 6. 各種イベント(教員研修、全国セミナー等)期間中のコアグループと参加教員の交通費、宿泊費、食費 7. 教材作成費 8. 車両(4WD) 9. 事務機器 10. 通信費と通信機器の維持費(専門家・業務アシスタント使用分) 11. その他のプロジェクトに必要な支出
相手国側投入	<ol style="list-style-type: none"> 1. カウンターパートの任命: <ol style="list-style-type: none"> 1) コアグループ:教育省からカウンターパート最低4名 (必要に応じて第2コアグループとしてカウンターパートを加えることは可能) 2. 「算数指導法」指導案集と「授業研究」ガイドの完成版の印刷・配布経費 3. 各種イベント(教員研修、全国セミナー等)期間中の参加教員の日当 4. 専門家、アシスタント、カウンターパートの執務スペース 5. 教育省ホームページ内のプロジェクト向け広報スペース 6. 運転手 7. その他のプロジェクトに必要な支出
実施体制	
(1)現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・教育省(初等教育局、教師教育局) ・8教員養成校(マナグア、ヒノテペ、チナンデガ、フィガルパ、マタガルパ、エステリ、プエルトカベサス、ブルーフィールズ)
(2)国内支援体制	特になし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校教諭隊員の派遣 ・無償資金協力「初等学校建設計画」(1996-1997) ・無償資金協力「第2次初等学校建設計画」(1999-2002) ・無償資金協力「マナグア県基礎教育施設整備計画」(2003-2005) ・無償資金協力「リバス県、ボアコ県及びチコンターレス県基礎教育施設建設計画」(2005-2006) ・無償資金協力「北部地域教育施設改修及び機材整備計画」(2008) ・無償資金協力「マドリス県及びヌエバ・セゴビア県教育施設整備計画」(予定)
(2)他ドナー等の援助活動	GPE(Global Partnership for Education)対象国となっている。



技術協力プロジェクト

2019年02月22日現在

本部／国内機関 : 人間開発部

案件概要表

案件名	(和) チョントレス保健管区およびセラヤセントラル保健管区における母と子どもの健康プロジェクト (英) Maternal and Child Health Project at SILAIS Chontales and SILAIS Zelaya Central
対象国名	ニカラグア
分野課題1	保健医療-母子保健・リプロダクティブヘルス
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	保健・医療-保健・医療-保健・医療
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	① SILAISチョントレスの10市 (Acoyapa市、Comalapa市、Juigalpa市、La Libertad、San Francisco de Cuapa市、San Pedro de Lóvago市、Santo Domingo市、Santo Tomas市、Villa Sandino市、El Ayote市)、人口193,259人 ② SILAISセラヤセントラルの4市 (Nueva Guinea市、El Rama市、Muelles de Los Bueyes市、El Coral市)、人口167,351人
署名日(実施合意)	2015年01月15日
協力期間	2015年07月12日 ~ 2019年07月11日
相手国機関名	(和) 保健省
相手国機関名	(英) Ministry of Health

プロジェクト概要

背景

(1) 当該国における保健セクターの現状と課題
ニカラグア共和国(以下「ニカラグア」と記す)の妊産婦死亡率100(出生10万対)、5歳未満児死亡率24(出生千対)は、いずれも中南米・カリブ地域の平均(各85、19)を超えている(UNICEF 2014)。その理由として保健省は、妊娠合併症などのリスクが健診で認知されずに自宅等で出産を迎える妊産婦が多いこと、20歳未満の若年妊娠・出産の割合が高いこと、病院の産科救急ケアの機能が十分ではないことなどを挙げている。
ニカラグアの中でも、チョントレス保健管区(以下「SILAISチョントレス」と記す)とセラヤセントラル保健管区(以下「SILAISセラヤセントラル」と記す)は、インフラが整備されていない中高地や、交通手段を水路に頼る地域もあるなど、住民の保健医療サービスへのアクセスが難しい地域を多く抱えている。両地域の妊産婦死亡率1は、SILAISチョントレス91(出生10万対)、SILAISセラヤセントラル48(出生10万対)と全国平均よりも高く、また新生児死亡率も両SILAISの平均65(出生千対)と、全国平均42(出生千対)の約1.5倍である(保健省統計2012年)。他方で4回以上の産前検診を受けた妊婦の割合、施設分娩の割合は統計上、いずれも全国平均を上回っている(保健省統計2012年)。
1母子保健サービスの利用状況が良好であるにも関わらず、妊産婦死亡率と新生児死亡率が全国平均よりも高い傾向にあることから、保健医療サービスの質の向上と、遠隔地域へのサービスアクセスの改善の必要性が示唆されている。

(2) 当該国における保健セクターの開発政策と本事業の位置づけ
母子を取り巻く厳しい保健・衛生環境、ミレニアム開発目標(以下、「MDGs」と記す。)なども踏まえて歴代政権は、母子保健分野を保健セクターの最重要課題とし、「国家保健政策(2004~2015)」を2004年に発表した。その後、モンテビデオ宣言(2005年)2を踏まえ、医師や看護師等

により構成される家族コミュニティ保健チームを基盤に、巡回診療等の活動を通じて病気の予防、健康増進、診療・診断を包括的に実施する「家族コミュニティ保健モデル(Modelo Salud Familiar y Comunitario、以下「MOSAFIC」と記す)」を追加的政策として策定し、包括的かつ具体的な対策を講じている。

本プロジェクトは、「国家保健政策」と「MOSAFIC」に沿い、対象地域で保健政策の実現の一助を担うものである。

(3)保健セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績我が国の「国際保健政策2011～2015」は、継続ケアの普及を通じた妊産婦と新生児の健康改善を目標とし、さらに2013年の「国際保健外交戦略」では、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの推進を掲げている。質の高い継続ケアの利用拡大を通じた母子の健康改善を目標としている本プロジェクトは、我が国の援助政策・戦略に合致している。また「対ニカラグア国別援助計画」では、3つの援助重点分野のうちの1つ「貧困層・地域における社会開発」の中で、「保健・衛生・医療改善プログラム」が設定され、同プログラムの目標のひとつに母子保健の改善が挙げられている。

(4)他の援助機関の対応

妊産婦と5歳未満児の健康改善を目指し、世界銀行、UNFPA、UNICEF、PAHO、ルクセンブルクを含む、多くの開発パートナーが同課題分野に対する支援を展開している。

上位目標	チONTALレス保健管区とセラヤセントラル保健管区の母子の健康が改善される。
プロジェクト目標	対象地域において妊産婦と2歳未満児を対象とする質の高い保健医療サービスがより利用される。
成果	成果1:妊産婦及び2歳未満児を対象とする医療施設のサービス提供能力が強化される。 成果2:妊産婦及び2歳未満児の健康に関するコミュニティ活動が強化される。 成果3:妊産婦及び2歳未満児の健康に関するSILAISの行政能力が強化される。 成果4:国家承認されたプロジェクトの知見や好事例が全SILAISに共有される。
活動	本プロジェクトは、SILAISチONTALレスとSILAISセラヤセントラルにおいて、医療施設における母子保健サービスの質の向上、地域住民による母子保健活動の主体的な実践の促進、母子保健サービスに関する行政機能の強化の3つの柱を通じて国際的にも重要視されている妊産婦と2歳未満児(生涯にわたる健康を決定づける1,000日間)の健康リスクの低減を図る活動を行う。
投入	
日本側投入	ア) コンサルタント: チーフアドバイザー/母子保健32M/M、業務調整32M/M 短期専門家: プロジェクトの効果的な実施のため、公衆衛生、看護/助産教育、保健行政/マネジメント分野について必要に応じて派遣予定(全体合計20M/M) イ) 研修員受入: 公衆衛生など必要に応じて本邦研修、第三国研修 ウ) ローカルコンサルタント: 5名程度(必要に応じて雇用予定) エ) 機材供与: PHC関連基本医療機材(母子保健等)、車両等 オ) 現地活動費
相手国側投入	ア) カウンターパートの配置(プロジェクト・コーディネーター、研修監理委員などSILAISより配置) イ) カウンターパートの経費(給与・旅費など) ウ) プロジェクト事務所活動に必要なスペースの提供 エ) プロジェクト事務所の維持経費など オ) 活動に必要な経費 カ) 医療機材の維持管理・保全用のインフラとツール キ) 住民の事業への関与
外部条件	① 保健省と両保健管区が予算確保を適切に行う。 ② 研修を受けた保健人材の大部分が業務を継続する。 ③ 保健医療分野に関する国家緊急事態宣言が発令されない。 ④ ニカラグア政府の保健政策の継続性が維持される。
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	ア) 技術協カプロジェクト「グラナダ地域保健強化プロジェクト」(協力期間: 2000年10月から4年間) イ) 技術協カプロジェクト「思春期プロダクティブヘルス強化プロジェクト」(協力期間: 2005年9月から4年間) ウ) 無償資金協カ「グラナダ病院建設計画」(E/N署名日1996年6月26日) エ) 無償資金協カ「西部2県保健医療センター整備計画」(E/N署名日2004年6月17日) オ) 無償資金協カ「ボアコ県病院建設」(E/N署名日2006年1月24日)
(2)他ドナー等の 援助活動	ア) 世界銀行により、両SILAISの一部の保健医療施設で母子保健関連の基礎的機材が供与されている点を踏まえ、ソフト面での強化(研修等を通じた人材強化、組織強化)を中心とした活動での相乗効果を促進する。 イ) PAHO及びルクセンブルグがSILAISチONTALレス3市及びセラヤセントラルのムエジェス・デ・ロス・ブエイエス市で実施している母子保健改善のための支援活動に対し、本プロジェクトで作成・構築される研修内容・教材・モニタリングの枠組みなどを共有し、調整・連携を図る。



個別案件(専門家)

2016年09月09日現在

在外事務所 : ニカラグア事務所

案件概要表

案件名	(和)無収水対策 (英)Capacity Development on Non Revenue Water Control for Nicaraguan Company of Aqueducts and Sewer Systems (ENACAL)
対象国名	ニカラグア
分野課題1	水資源・防災-都市給水
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-公益事業-上水道
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マナグア市他
協力期間	2013年01月07日 ~ 2016年03月31日
相手国機関名	(和)上下水道公社
相手国機関名	(英)National Water Supply and Sewerage Company

プロジェクト概要

背景

The lack of safe water and sanitation facility is one of the major causes of diarrhea diseases in Nicaragua, affecting mainly children. It is a very important issue to have quality and continuous drinking water. The Japanese Government's policy is to help developing countries achieve the MDGs, and one of the targets which relate with Goal 7 is to "Halve, by 2015, the proportion of the population without sustainable access to safe drinking water and basic sanitation".

The National Human Development Plan (PNHD) of Nicaraguan government defines the access to safe drinking water as a human right, which is also important from the point of view of preventive health care. National coverage of potable water is still 79%. Nicaragua established the target to reach safe drinking water coverage of 92.2% in urban areas and 83.5% in rural areas. In the urban area, Nicaraguan government aims to improve the institutional capacity and the population awareness for more efficient management of water resources as well as the rehabilitation of water supply networks, implementation of a pollution control and maintenance systems, and reduction of non-revenue water (NRW).

ENACAL is a public company whose mission is to provide drinking water and sanitation facilities to the population of urban areas (almost 2.7 million people). Despite a sufficient water supply capacity (661 pumping stations that produce 301,599,500 m³ annually), the ENACAL cannot properly respond to the demand of the population, due to insufficient transmission and distribution systems, severely deteriorated infrastructure, as well as high levels of water loss due to leakage and illegal connections (approximately 50 thousand connections in Managua city) which represents about 51% of the volume of water distributed. On the other hand, 80% of income is used to labor and electricity costs. Therefore, it is difficult to make the necessary investments for maintenance.

Based on the recommendations of the JICA's "Development Study for the improvement of the system of water supply in Managua", ENACAL has made efforts to reduce NRW by implementing projects with other donors. However it is still insufficient for ENACAL to respond to the demand of the population. ENACAL requests dispatch of experts to provide advice in order to reduce and control NRW.

上位目標	The management and technical capacity of ENACAL in reducing non-revenue water (NRW) is strengthened
プロジェクト目標	Capacity of ENACAL staffs to design and implement measures to reduce and control non-revenue water (NRW) is strengthened
成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. The Project design and its activity plan are developed 2. Organizational and managerial capabilities of ENACAL for the reduction and control of NRW are strengthened 3. ENACAL technical staff is trained for planning, detection, monitoring, reduction and control of NRW 4. A working model for identifying and reducing leaks is established
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1.1 Preparation of a training plan by short term experts 1.2 Definition of an activity plan for the Micro-Sectorial distribution (Microsector 66) 1.3 Creation of a land register to verify the actual amount of users/subscribers' information in the Microsector 66 1.4 Design of a water volume and pressure measurement model in Microsector 66 2.1 Training on information management and data interpretation 2.2 Training on work plan creation, productivity/efficiency measurement and evaluation method for reduction of leakage 2.3 Establishment of performance indicators regarding management, operation, proper maintenance and sustainable system 2.4 Development of a plan for reducing losses by NRW 3.1 Review of current processes to detect and reduce leakage 3.2 Definition of contents for training courses based on target achievement 3.3 Implementation of the training program for technical staff on topics such as: Underground leak management, installation of measuring devices, reduction of pressure valves, application of GIS, repair of leaks and installation of gauges, improve distribution system for reduction on NRW 3.4 Advice on preparation of guides and manuals for procedures and equipment for the reduction and control of NRW 3.5 Design of the operational plan for reduction and control of NRW 4.1 Selection of model area to establish the experimental model in Managua 4.2 Preparation of NRW equipment 4.3 Reinforcement of technical training, especially in the use of equipment at selected model area 4.4 Research about the conditions in the model area 4.5 Installation and monitoring of leak detection equipment, nocturnal measuring devices (flow meters, pressure gauges) pressure reducing valves, air valves, etc. in the model area 4.6 Provision of mapping points to measure water flows in the model area 4.7 Preparation of the inventory of water meters with database of clients in the model area 4.8 Preparation of evaluation report on NRW and measures for its reduction 4.9 Design of a training model for other area based on lessons learned
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> - Expenses for dispatch of third country experts from Brazil in Water Service Management, Non-Revenue Water Management, Leakage Detection/Repair, and Water Supply Facility Management. - Seminars and workshops expenses - Local Coordinator - Overseas Activities Cost
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> Input from Brazilian Government - Experts, etc. - Counterparts - Office for Brazilians experts - Necessary cost
外部条件	The Policy of Government of Nicaragua will not change drastically
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>ENACAL has the following department and divisions under the direction of the Executive Board</p> <p>Departments: Operations, Projects and investments, Environmental Management, Drilling and National Commercial</p> <p>Specific divisions: Organization and Systems, Finance and Administration</p> <p>ENACAL has 3,319 employees, of whom 434 (13.3%) are professionals, 1,480 (45.5%) belong to technical categories, 919 (28.2%) are skilled workers and 422 (13%) are unskilled workers.</p>

The expenditure budget of ENACAL in 2012 is 2,882,919,859 C\$ (approximately US\$ 120 million) of which 64.6% is for current expenses and the remaining is for capital expenditures including grant aid and loans.

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動

Development Study, 1991–1993, The Study on Water Supply Project in Managua
Grant Aid, 1994–1997, The Project to Develop Underground Water and to Supply Water in the Carazo, Phase 1
Grant Aid, 1996–1998, The Project for the Improvement of Water Supply System in Managua Phase I
Grant Aid, 1997–1999, The Project to Develop Underground Water and to Supply Water in the Carazo, Phase 2
Grant Aid, 1998–2000, The Project for the Improvement of Water Supply System in Managua Phase II
Development Study, 2004–2005, The study on improvement of water supply system in Managua

(2)他ドナー等の
援助活動

1. PRASMA–World Bank (2007–2014): Studies required for the macro segmentation of the distribution network in the high regions. It was considered to establish a nonrevenue water unit in the Operations department. The project has following components; Running a Loss Control Program in the aqueduct of Managua with actions such as: micro measurement, Program of Search and control of leaks, Flow measurement and obtaining curves of demand and minimum night flow, pressure control, installing macro meters in settlements, calibration sources of macro meters and IWA (International Water Association) Water Balance.

2. GIZ (Germany): Development of control of unbilled water Indicator (ANF) in the departments of Masaya, Rivas, Boaco and Chontales.



技術協力プロジェクト

2017年04月28日現在

本部／国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和) 地方自治行政能力強化プロジェクト (英) Project for Strengthening Municipal Management for Local Development
対象国名	ニカラグア
分野課題1	ガバナンス-地方行政
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-行政一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	6市程度(1年目対象2市、2年目対象4市程度) 具体的な対象市はJCCにおいて協議・決定する。
署名日(実施合意)	2014年10月01日
協力期間	2015年01月22日 ~ 2017年01月22日
相手国機関名	(和) 地方自治振興庁
相手国機関名	(英) Nicaraguan Institute for Municipal Promotion

プロジェクト概要

背景

ニカラグアの地方自治は、1987年憲法の第48条および1988年の地方自治体法(法律40号)により自治体の機能と参政権等が定められ、1990年の内戦終結後、1995年の地方自治体首長選挙制度の導入、1997年の地方開発審議会制度の開始、2001年の地方自治体予算規則法の施行(地方自治体歳入による区分と、住民組織等への事業及び予算に関する相談の義務化)、2003年の地方自治体交付金法(法律466号)制定(国家予算の1割を自治体に交付する決定を含む)など、地方自治の制度が整備されてきた。(ニカラグアの行政単位は中央政府と地方自治体(市)の2層。3-4県を対象とする地域単位に中央省庁の支所がある。大西洋岸の北部と南部に自治区が2か所あり、地方自治体法と異なる自治区法により存在する。)

現オルテガ政権(サンディニスタ民族解放戦線:FSLN)は、整備されてきた地方自治の制度基盤を活用し、住民の参加とエンパワーメントのさらなる促進を通じて、貧困層に裨益する地方行政及び経済成長を目指し、地方自治体法(法律40号)を2012年に改正した。改正地方自治体法により、「地方自治体開発計画制度(SPMDH: System for Planning Municipal Development for Human*)の推進」、「住民の行政への直接参加」が規定された。また、地方自治体政策の推進を担う政府機関「地方自治振興庁(INIFOM: Institute of Nicaraguan Municipality Promotion)」は、省庁横断の全国社会経済計画審議会の開催を担い、また、コミュニティ住民開発審議会/市住民開発審議会を通じて形成された地方自治体の事業の実施に係る技術支援とともに、事業実施のモニタリングと促進を担っている。

地方自治体は、事業の形成・計画作成・実施・モニタリング等に活用することができる既存のマニュアル類が限られており、実務経験を有した人材も少なく、円滑な事業に課題を有している。他方、地方自治体交付金法の運用が2010年から強化され、国家予算の1割を自治体に交付することが徹底され、固定資産税や事業税等の自治体の自己収入以外の財源が強化された。地方自治体は、適切な会計報告と事業の実施運営管理・促進への取り組みを強化することが喫緊の課題となっている。また、INIFOMには地方自治体の事業実施に係る技術支援が強く求められており、そのための体制と能力の強化が喫緊の課題となっている。

こうした状況において、ニカラグア政府はニカラグアの実情に適した地方自治体の事業計画作成プロセスを全国に定着させるために必要な、プロセスの確立とINIFOMの能力強化を目的とする本プロジェクトをわが国に要請した。

JICAは上記要請を受けて2014年6-7月に予備調査を、同年9月に詳細計画策定調査を実施し、INIFOMとの協議を通じて、住民開発審議会から地方自治体に要請されるプロジェクト群から中長期的に開発効果の高い事業を自治体が戦略的に選択・実施するためには、自治体が中期開発計画を作成することの必要性に合意した。自治体が中期開発計画を作成するプロセスの確立と、自治体の中期開発計画作成を支援するINIFOMの能力強化を目的として2年間の技術協力プロジェクトを実施することとした。

※地方自治体開発計画制度 (SPMDH) : 国家人間開発計画を地方自治体レベルで実現するため、総合計画(Plan Estrategico Municipal)、地域振興計画(Plan de Desarrollo Economia local)、中期事業計画(Plan de Inversion Multianual)、年間事業計画(Plan de Inversion Anual)、事業計画 (Plan del Proyecto)等の運営管理(計画、実施、モニタリング及び評価といった一連のプロセス)を住民参加に基づき進めるもの。

上位目標	市中中期開発計画策定対象市において、市中中期開発計画に沿った事業が実施される。
プロジェクト目標	市中中期開発計画を策定する持続可能な仕組みが、パイロット市と協力してINIFOMにより導入・実施される。
成果	1-市中中期開発計画(PMDH)策定のための実務上の方法論をまとめたガイドラインが、パイロット市の協力を得て作成される。 2-市中中期開発計画(PMDH)策定を地方自治振興庁(INIFOM)が支援する現実的かつ効果的な計画及び手法が、パイロット市の協力を得て確立される。 3-市中中期開発計画(PMDH)策定にかかる実践的な研修プログラムが、パイロット市の協力を得て確立される
活動	1-1 地方自治体開発計画制度(SPMDH)に関する情報並びに、全国の各自治体の市中中期開発計画(PMDH)策定にかかる構想を、収集・分析する。 1-2 諸外国の市開発中期計画に関する情報を収集・分析する。 1-3 1-1、1-2の結果を踏まえ、実務上の方法論をまとめたガイドライン(案)(ver.0)を作成する。 1-4 パイロット市(1年目の2市)の中期開発計画策定において、ガイドライン(案)(ver.0)を試行・検証する。 1-5 1-4から得た情報及び既存の市情報システムを収集・分析する。 1-6 1-4、1-5に基づきガイドライン(案)(ver.1)を作成する。 1-7 パイロット市(2年目の4市)での市中中期開発計画策定を通じて、ガイドライン(案)(ver.1)を試行・検証する。 1-8 1-7の結果を踏まえガイドライン(最終案)を作成するとともに、地方自治体開発計画制度(SPMDH)の改善を行う。 2-1 1-4、1-5を踏まえ市中中期開発計画(PMDH)策定をINIFOMが支援する実施マニュアル(案)(ver.0)を作成する。 2-2 パイロット市の協力を得て、INIFOMの市中中期開発計画策定支援実施マニュアル(案)(ver.0)を試行・検証する。 2-3 2-2に基づき市中中期開発計画策定支援実施マニュアル(最終案)を作成する。 3-1 市中中期開発計画(PMDH)策定に寄与する既存情報ツールの活用可能性について診断・判定する。 3-2 市中中期開発計画(PMDH)策定にかかる研修プログラム(案)を作成する。 3-3 市中中期開発計画(PMDH)策定にかかる研修プログラム(案)をパイロット市と協力して試行する。 3-4 市中中期開発計画(PMDH)策定にかかる研修プログラム(案)を見直し、最終化する。 3-5 市中中期開発計画(PMDH)実施にかかる研修プログラムを実施する。
投入	
日本側投入	長期専門家2人(24MM×2名、自治体振興支援、自治体開発計画) 短期専門家(現地・第3国専門家含む) 約2名/年 在外事業強化費(プロジェクト活動費、現地専門家備上費用) 機材(専門家活動用車輦1台) 本邦研修 20名/回/年×3予算年度(地方自治体行政強化、受入機関: JICA関西、受入先: 龍谷大学)
相手国側投入	プロジェクトダイレクター: INIFOM長官 プロジェクトマネージャー: INIFOM計画局長 カウンターパートの配置: 計画局計画課、同局市政府サービス課、市土地台帳室、自治体強化局市財政課、モニタリング・フォローアップ室、情報管理室の各部署から1-2名 プロジェクト事務所・什器の提供 プロジェクト事務所運用経費(電気、水道、インターネット、電話)の提供 先方実施機関の予算に計上されている活動に必要な経費他
外部条件	1.地方自治振興庁(INIFOM)の地方自治体開発計画制度(SPMDH)に係る政策が変わらない。 2.自治体の市中中期開発計画(PMDH)策定への意思が変わらない。
実施体制	
(1)現地実施体制	地方自治振興庁は首都の本部及び6つの地域支所から構成される。職員数は本部に110名、各地域支所は5名程度から構成される。本部は計画部、住民参加部、モニタリング・評価部、財務・経理部、人事部から構成される。本プロジェクトは、本部の計画部及びモニタリング評価部の部長及び職員ならびに、対象市を所管する地域支所の職員をカウンターパートとする。

協力対象地方自治体(Alcaldia)6市の選出はJCCでの協議・合意による。市役所の関係者は、市長/副市長/市議長等の幹部、計画課/事業課/住民参加課/財務課等の職員を中心に据える。

(2)国内支援体制

地方自治体研修機関 (CAM)との情報共有・連携を必要に応じて実施する。
龍谷大学がプロジェクト期間中の本邦研修の受入機関となる。

関連する援助活動

(1)我が国の
援助活動

・課題別研修「地方自治体行政強化(参加型地域開発)(A)(2012年度)」、同一カ国限定研修(2012-2013年度、龍谷大学 河村教授(元同大副学長)が指導)、同FU協力(2014年1月)

・長期研修「キャパシティ・ディベロップメント及び地域開発」(2013年度要請・採択案件)
・農村開発のためのコミュニティ強化計画プロジェクト(2009.3-2013.3):農業団体やコミュニティ等の自立意識醸成及び組織化研修のファシリテーターを育成し、農村開発ニーズに対応できる中央・地域・コミュニティ各層の関連機関の支援能力向上を目指して協力を実施した。農村開発の事業を検討するため、プロジェクト途中から地方自治体がオブザーバー参加した。

(2)他ドナー等の
援助活動

・JICAボランティア事業との連携や草の根・人間の安全保障無償の活用。
世界銀行が市民の土地登記を支援しており、現在フェーズ2を実施中(PRODEP2: 2013-2018)。PRODEAPの支援により整備されたデータが、市開発計画作成に活用できる可能性があり、適宜情報共有を図る。



個別案件(専門家)

2017年09月30日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)工業統計整備アドバイザー (英)Advisor for Development of the Industrial Statistics System
対象国名	ニカラグア
分野課題1	民間セクター開発-産業基盤制度
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	鉱工業-工業-工業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
協力期間	2015年03月01日 ~ 2017年03月31日
相手国機関名	(和)通商産業振興省
相手国機関名	(英)Ministry of Development, Industry and Commerce (MIFIC)

プロジェクト概要

背景	<p>ニカラグアにおいて「工業」は、主に第一次産業により生産される原材料から製品への加工業と解される。主な業種は、食品加工業、革履物製造業、家具製材業、繊維工業、工芸、機械工業であり、全体では、184種の業種に分類される(ISICの4桁レベル)。ニカラグア中央銀行(2012年)によれば、2007年から2010年の間、工業は商業、サービス業を上回る15%の成長を達成し、雇用創出の11%を占めるなど、経済における重要性を増している。</p> <p>ニカラグア政府は、国家人間開発計画(2012-2016)において「工業化及び中小アグリビジネス政策」を策定し、生産分野に対する5年間の投資予定額の23%に当たる、約26.8億米ドルを工業への投資とすることを謳っている。また通商産業振興省(MIFIC)は、2008年、工業の多様化の促進及び業種毎の分析/振興計画の策定を目的として工業・技術局(DGIT)を新設し、同分野の発展を推進してきた。</p> <p>工業・技術局は、その戦略策定に必要な基礎情報の収集のため、企業動態調査(2012年)や競争力指標システムの構築を行なうとともに、2014年~2023年の開発を見据えた「生産・商業分野の改編に向けた、技術革新を通じた工業開発プログラム」を策定してきた。しかしながら、散発的なドナーの支援だけでは同局が恒常的に実施すべき工業分野の動向や課題の把握、優先課題の抽出や政策の決定には不十分であるため、今般、工業統計の導入を目的として、その調査方法の構築、及び調査/分析/政策立案に係る能力向上が我が国に要請された。</p>
上位目標	通商産業振興省もしくは地方自治体により、戦略的な経済・産業振興支援が実施される。
プロジェクト目標	経済・産業振興政策の策定に必要な工業統計の計画・実施能力が向上する。
成果	<ol style="list-style-type: none">1. 地域/事業種別の、信頼性の高い、細分化された工業統計の実施及び分析方法が提案される。2. パイロット調査を通じ、工業統計の実施及び分析方法が改善される。3. 工業統計調査の実施を通じ、統計情報作成者及び分析者への技術移転が図られ、その能力が向上するとともに、調査の定着に向けた提言・マニュアルが作成される。
活動	<ol style="list-style-type: none">1-1. 工業分野の既存の統計情報及び特徴に関する情報の収集及び分析1-2. 工業情報の収集のための基礎条件の分析1-3. 工業統計情報の収集体制(組織的/技術的/人的)の分析1-4. 調査実施のための組織的体制の改善(各作業実施部署の特定)

- 1-5. カウンターパートの訓練(基礎/中級/上級統計、調査の企画/計画、データ解析方法、統計分析等)
- 1-6. 国際規格に沿った、地域/事業種別の工業情報の収集/分析方法(基本デザイン)の作成
- 1-7. 関係機関(統計局(INIDE)、中央銀行(BCN)、パイロット市役所、関連省庁)の技術者に対する基本デザインの周知と意見聴取
- 2-1. パイロット市における調査の実施
- 2-2. パイロット調査のデータ解析及び分析
- 2-3. パイロット調査結果に基づく調査方法のレビュー及び改善
- 3-1. 改善された調査方法を用いた、全国調査の実施
- 3-2. 調査結果の分析及び関係機関との共有
- 3-3. 調査方法の継続的活用に向けた提言の取り纏め(コスト面、組織面、技術面、法整備面、等)
- 3-4. 工業情報の収集/分析方法に関するマニュアルの作成
- 3-6. 新たな工業統計方法に関する普及活動の実施(関係省庁、大学、一般社会)

投入

- 日本側投入 日本人長期専門家3人(チーフアドバイザー/産業振興政策、調査手法/統計手法、業務調整、等)
短期専門家(第3国専門家含む) 約4名/年
在外事業強化費(プロジェクト運営、ローカルアシスタント、システム構築費用、調査費用)
- 相手国側投入 機材費(車輦×2台、OA機器他)、本邦/第三国研修
C/P、プロジェクト事務所他

外部条件 ニカラグアは中米で最も治安が良い国の一つである。

実施体制

- (1)現地実施体制 実施機関:通商産業振興省(MIFIC)(特に工業・技術局の11名及び統計学、計量経済学専門の6名が中心)
協力機関:【統計分野の専門的知見】:大統領府統計局(INIDE)、中央銀行(BCN)
【調査実施段階】:市役所(事業者は市役所に登録する必要があるため、同コンタクトの活用を図る。)

関連する援助活動

- (1)我が国の援助活動
 - 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
 - 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
・EU:「ニカラグアにおける事業/投資環境の改善支援プログラム」(2012年)により、企業動態調査を実施。
・IDB(チリ事務所):「中小零細企業における情報通信技術の活用の阻害要件分析」



個別案件(国別研修(本邦))

2019年03月16日現在

本部/国内機関 : 産業開発・公共政策部

案件概要表

案件名	(和)貿易投資促進のためのキャパシティ・ディベロップメント (英)Capacity Development for Export and Investment Promotion between Nicaragua and Japan
対象国名	ニカラグア
分野課題1	民間セクター開発-貿易・投資促進
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	商業・観光-商業・貿易-貿易
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
協力期間	2015年02月02日 ~ 2017年03月31日
相手国機関名	(和)通商産業省 国家輸出振興委員会
相手国機関名	(英)National Commission for Export Promotion(CNPE-DGFE)-Ministry of Promotion, Industry and Commerce
プロジェクト概要	
背景	<p>ニカラグアにおいて輸出による収入は、2010年から2012年にかけては年平均24%の割合で増加し、GDPの約23.5%を占めるようになるなど、日々重要性が増している状況にある。かかる状況において、ニカラグア政府は、国家人間開発計画(2012年~2016年)にて商業政策として主に輸出振興を定めており、貿易先の更なる拡大や市場の多様化を通じ、輸出に向けた生産活動を促進することを目指している。このような方針のもと、我が国の市場も、その一つとして関心が高まっている。</p> <p>JICAは、これまで同国に対する「産業振興プログラム」を通してこのニカラグア側の取組みを支援しており、これまで課題別研修や帰国研修員に対するフォローアップ協力を実施してきている。同分野の主要カウンターパートである通商産業開発省はこれまでの個別の協力の効果を認めつつも、成果を発現させるためにはより戦略的な協力の展開が必要であると認識し、かかる認識を踏まえ、よりニカラグアのニーズ・戦略に沿った形での3年間の国別研修が要請された。</p>
プロジェクト目標	<ol style="list-style-type: none">1.ニカラグアの企業、及び企業を支援する機関が、日本を始めとする他国の市場へのアクセスに係る知識や経験を獲得する。2.日本市場に対してニカラグアの産品の魅力をアピールし認知度を向上させる。
成果	<ol style="list-style-type: none">1.自国の強みの把握とターゲット市場の分析がなされる。2.魅力的なブランド・商品開発が理解される。3.輸出振興における効果的なプロモーション方法について、実践を通じて理解が進む。
活動	本邦研修の実施



技術協力プロジェクト

2018年07月07日現在

本部/国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名	(和) 家族とコミュニティのための社会リスク予防・ケア統合行政サービス能力強化プロジェクト (英) Project For Enhancing Integrated Service Delivery for Social Risk Prevention and Attention for Families and Communities
対象国名	ニカラグア
分野課題1	ジェンダーと開発-ジェンダーと開発
分野課題2	社会保障-社会保険・社会福祉
分野課題3	
分野分類	社会福祉-社会福祉-社会福祉
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マナグア県マナグア市 パイロットサイト: マナグア市第4及び第6地区
署名日(実施合意)	2011年12月16日
協力期間	2012年01月22日 ~ 2016年11月21日
相手国機関名	(和) 家族・青年・子供省(家族省)
相手国機関名	(英) Ministry of Family, Adolescent and Children

プロジェクト概要

背景

(1) 当該国における社会リスクにかかる現状と課題

ニカラグア共和国(以下、ニカラグア)では、2005年には104,103件であった犯罪件数が、2010年には161,757件と増加傾向にあり、治安の悪化が顕著である。また、これら犯罪被害者の12%は未成年者であり、他方、加害者の6.1%も思春期の青少年であると報告され、青少年が直面する社会リスクの大きさが深刻な問題となっている。更に、家庭内暴力・性的虐待等の告発件数も2007年の29,489件から2010年は34,763件へと増加した。これら被害者の多くは女性や子供であり、性暴力については80%以上が家族や親戚、隣人など身近な人間によるものとされ、特に居住地域における暴力への恐怖を、ニカラグアの女性人口の26%が感じているとされる。子供に関しては出生未登録や未就学の問題が存在し、6-14歳の子供のうち8.8%の男子、1.6%の女子が未就学のまま恒常的な児童労働に従事している。

このように住民が社会リスクに直面する機会が増加する中で、ニカラグア政府においては、問題を未然に防ぐために、家族関係の改善と地域社会の再構築を念頭に置いた「予防」活動と、既に家庭やコミュニティで起きている問題への対応である「ケア」活動の両側面を包括的に提供する統合型の行政サービスを確立し、社会リスクへの対応を強化することが課題となっている。

JICAは、ニカラグア政府の要請により、2007年7月から2010年12月末まで家族・青年・子供省(以下家族省)をカウンターパート機関とし、「青少年とその家族のための市民安全ネットワーク強化プロジェクト(以下、「市民安全プロジェクト」)を、マナグア第2地区をパイロット地区として実施した。同プロジェクトは、行政とコミュニティの連携による社会リスク予防サービスモデルの開発を目的とし、①人材育成、②父母学校、③青少年活動、④生涯学習、⑤機関間ネットワークの5つの活動から成るモデルを確立した。このモデルの内容を取り纏めた「社会リスク予防サービスガイドライン」は、家族省の政策として導入され、今日もなお活動が継続的に実施されるなどして、地域における予防活動の定着がみられる。一方で、こうした予防活動に加え、家族省は、既に家庭やコミュニティで起きている問題への対応(ケア)業務の強化を求められてい

るが、業務に関する運営基準が十分に整備されておらず、技官の同業務に関する専門的な知識・能力が十分でなく、正確性や迅速性に欠け、適切な対応が出来ていない現状がある。また、コミュニティ分析の不足から各地域の社会リスク課題を技官自身が十分に把握しておらず、実際に住民が直面している社会リスク課題に対応できているのか不明である。家庭や地域に存在している多様な社会リスク課題に対応するためには予防とケアを統合した包括的な取組みが重要であり、家族省においてはこれまで開発してきた予防サービス活動に加え、人材育成や業務改善を通じたケアサービス活動の強化を行い、両側面を統合した仕組みを作ることが喫緊の課題となっている。

(2) 当該国における社会保護政策と本事業の位置づけ

ニカラグア政府は「国家人間開発計画(2012-2016)」の中で、社会的に脆弱で危険にさらされている人々の保護の重要性を謳っており、優先政策のひとつとして、「社会福祉の充実と社会平等の達成」を挙げている。具体的には 1)市民参加による社会開発、2)市民生活における安全の確保、3)子どもが尊厳をもって幸福に生きる権利の尊重を重点項目として掲げている。

上記優先政策の中心的な実施機関となる家族省は、ニカラグア法令290Iにおいて、「包括的視点に基づいて、危機的状況にある子供や大人の保護対応を促進する役割をもつ機関である」と定義されており、そうした一連の社会保護プログラムを調整・推進し、社会リスク削減のための活動戦略を策定・推進する政府機関として位置づけられている。

この定義に基づき、家族省は、2008年より施行された「プログラムアモール(子どもや高齢者の福祉を促進するプログラム)」を実践する機関として福祉行政サービスを提供してきた。更に、2011年4月、同省は戦略指針「子供、家族、コミュニティのための統合ケアモデル」を策定し、同省が予防とケアの両面の対応技術を備えた統合型の行政サービスの提供を通じて、社会福祉の充実を目指す機関であると定義している。

上位目標	プロジェクトで開発された仕組みが、パイロット支所以外のマナグア地区支所において実践される。
プロジェクト目標	パイロットプロジェクト地域において、社会リスク予防・ケア統合行政サービスを提供するための仕組みが開発され、運用される。
成果	成果1:社会リスク予防・ケアの統合に係る行政サービスの業務指針／運用基準(案)が策定される 成果2:社会リスク予防・ケア統合型行政サービスの実施に必要な専門的技術と運営管理能力を有する社会福祉行政官の育成活動が確立される。 成果3:パイロット支所において、業務指針／運用基準(案)に従って、コミュニティと連携した社会リスク予防・ケア統合行政サービスが実施され、業務指針／運用基準(案)が検証される。 成果4:社会リスク予防・ケア統合行政サービスに関する業務指針／運用基準の改善案ができる。
活動	活動1: 1-1.C/Pチームは、業務指針／運用基準(素案)を作成する。 1-2.C/Pチームは、「技術委員会(TC)」を招集し、業務指針／運用基準の素案を分析するためのワークショップを開催する。 1-3.C/Pチームは、業務指針／運用基準(検証のための最終案)をとりまとめる。 1-4.C/Pチームは、家族省において業務指針／運用基準(案)の活用と検証に必要な承認のための働きかけを行う。 2-1.C/Pチームは、パイロット支所の人材能力と業務の現状について調査を行う。 2-2.C/Pチームは、支所技官の実務・運営能力を向上させるための研修計画(a.住民のニーズに対応できる技術能力向上 b.統合型サービスを提供できる福祉人材育成 c.ジェンダーの視点に立った内容)を策定する。 2-3.C/Pチームは、支所技官の研修のための教育教材を作成する。 2-4.C/Pチームは、パイロット支所の技官に研修を行う。 2-5.C/Pチームは、2.1～2.4にかかる活動について、モニタリング・評価を行う。 3-1.C/Pチームは、パイロット地域におけるコミュニティに関する社会学的調査(統計情報収集、地域資源のマッピング活動、ジェンダー分析等)を実施する。 3-2.パイロット支所技官は、C/Pチームの支援のもと、支所における予防とケアに関する問題点を調査した上で、課題を整理し、専門的技術面と運営管理面における目標を設定する。 3-3.パイロット支所技官は、C/Pチームの支援のもと、年間活動計画を作成する。(3.1で把握されたニーズに基づき、且つ、活動が時系列及び業務分担によって整理されていること)。 3-4.パイロット支所技官は、計画に基づき、業務指針／運用基準(案)に従って予防とケアに関する活動を実践する(相談業務、家族アドバイザー・プロモーター育成、父母学校、青少年活動、生涯学習、レファラー・カウンターレファラー活動、機関間ネットワークなど)。 3-5.C/Pチームは、業務指針／運用基準(案)を検証し、必要に応じて修正する。 活動4: 4-1.C/Pチームは、パイロット活動を通じて得られた経験・教訓をとりまとめる。 4-2.C/Pチームは、業務指針／運用基準の改善案を作成し、大臣に提出する。
投入	
日本側投入	日本国側投入 1) 専門家派遣 ・長期専門家2名: チーフアドバイザー/組織能力強化(48MM)、業務調整/ジェンダー主流化(48MM) ・短期専門家 必要に応じて下記の分野から複数名: ジェンダー、社会調査、統計・指標分析、精神・公衆衛生、社会保護、社会福祉制度、青少年犯罪、児童心理 2) 研修 ・本邦及び第三国研修 3) 機材供与 ・研修教材の開発に必要な機材 ・研修実施に必要な機材

	<ul style="list-style-type: none"> ・家族省本省オフィスおよび地域支所オフィスにおいて組織・業務改善に必要な機材等 4) 現地活動費
相手国側投入	<ul style="list-style-type: none"> 1) カウンターパート <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクトダイレクター 家族省大臣 ・プロジェクトマネージャー 家族省本省児童労働課課長 ・家族省本省児童労働課、家族省本省権利擁護部、家族省マナグア市支所がカウンターパートチームを構成し、各部署より一名ずつ計三名のプロジェクト責任者を任命する。 2) 施設 <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト執務スペース等 3) 活動費 <ul style="list-style-type: none"> ・パイロット支所およびコミュニティの定期訪問に係る費用 ・研修等にかかる日当、宿泊費、交通費 ・プロジェクト供与機材の維持管理・修理費用等
外部条件	<ul style="list-style-type: none"> 1) 事業実施のための前提 <ul style="list-style-type: none"> ・家族省の社会リスク防止・ケアに関する政策が変わらない。 2) 成果達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> ・家族省において「プログラムアモール」の優先度が変わらない。 ・経済、社会、政治状況の変化が対象地域の住民の生活水準に大きな影響を与えない。 ・プロモーター、家族アドバイザーなどの人材の人数が確保できる。 ・研修を受けた家族省本省及び支所技官が離職しない。 3) プロジェクト目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> ・ニカラグアの社会保護に関する政策が維持される。 4) 上位目標達成のための外部条件 <ul style="list-style-type: none"> ・ニカラグアの福祉予算が減らない。
実施体制	
(1) 現地実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 家族省本省(児童労働課、権利擁護部) 家族省マナグア市支所 マナグア市地区支所(第4・6地区支所)
関連する援助活動	
(1) 我が国の援助活動	<p>「市民安全プロジェクト」が2007年から3年半実施され、行政・地域・家族の連携による社会リスク予防サービスモデルが構築された。本プロジェクトにおいても、同モデルの活動を統合型サービスの予防面に係る基礎要素とし、PDM内の活動3-4である「パイロット支所技官は、計画に基づき、予防とケアに関する活動を実践する(相談業務、家族アドバイザー・プロモーター育成、父母学校、青少年活動、生涯学習、レファラー・カウンターレファラー活動、機関間ネットワークなど)」を通じて実施をしていく。</p>
(2) 他ドナー等の援助活動	<p>世界銀行は、家族省に対する支援として2011年7月より「社会福祉プログラム」を開始した。本プログラムの活動の一つとして、CCTの実施が含まれている。2012年秋に貧困家庭調査を通じて手当を受け取る家庭が決まり、今後現金支給が開始される予定である。また、米州開発銀行(IDB)も、「乳幼児への統合ケアプログラム」「幼児政策実施支援プログラム」を家族省にて実施中で、0-6歳の子どもを持つ貧困家庭への支援を行っている。両プログラムは共に、家族より深い、父母学校といった家族省の主要戦略となるサービスの開発と人材の能力開発、環境整備に取り組んでおり、本プロジェクトの活動の関連が大いに認められるため、情報共有が必要である。</p> <p>また、IDBの日本特別基金貧困削減プログラム(JPO)は、ニカラグアのNGO(Fundacion Nicaragua Nuestra)が要請した「青少年の暴力予防に関するパイロットプログラム」を2012年11月に採択し、支援を開始した。同NGOのプログラム実施地域は、マナグア市の第6地区であり、JICAプロジェクトのパイロット対象地域と一致している。活動テーマも類似していることから、地域での人材育成研修などに、同NGOのスタッフにも参加してもらうことや、教育教材の共有化などを通じて連携が図られるよう、同プログラム関係者と協議を継続していく。</p>



開発計画調査型技術協力

2019年01月18日現在

本部／国内機関 : 社会基盤・平和構築部

案件概要表

案件名	(和) マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト (英) Project for Urban Development Master Plan for Managua City
対象国名	ニカラグア
分野課題1	都市開発・地域開発-都市開発
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	公共・公益事業-社会基盤-都市計画・土地造成
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マナグア市
署名日(実施合意)	2015年10月13日
協力期間	2016年01月15日 ~ 2017年05月31日
相手国機関名	(和) マナグア市役所
相手国機関名	(英) City Hall of Managua

プロジェクト概要

背景 ニカラグア国の首都マナグア市は、同国最大の都市であり、全人口の約 17%にあたる 103 万人が居住している。同市の人口は、2005年から2012年にかけて約10%増加したが、マナグア市の近隣市(マサヤ市(約 17 万人)、ティピタパ市(約 13 万人)、シウダー・サンディーノ市(約 10 万人))の人口増加率は、同期間で約 26%とマナグア市の増加率を上回っており、市街地がマナグア市域内に留まらず、周辺部へと拡大している状況が見られる。他方、マナグア市の人口密度(38.51 人/ha)は、中南米諸国の首都の平均(70 人/ha)と比較して低く (UNHabitat, 2012)、このことはマナグア市内の利用可能な土地が有効に活用されないまま、市街地が拡大している状況を示唆している。

低密度の市街地拡大がそのまま無計画に進行する場合には、都市インフラの整備や維持管理にかかる財政負担の増加や都市機能の効率性の低下等をもたらし、結果、都市の持続可能性が損なわれる。そのため、土地利用計画に基づき適切に土地利用を規制・誘導していく必要があるが、現状、マナグア市は土地利用を規制・誘導するための有効な計画や手段を十分に有していない。

かかる状況下、マナグア市は首都圏を構成する近隣市と連携し、米州開発銀行の新興・持続的都市開発イニシアティブ(Emerging Sustainable City Initiative: ESCI)の下、持続的な都市を実現するために優先的な取り組みが必要とされる首都圏の課題抽出と、それら課題への対応策の検討を目的とする調査を行った。調査結果は、2013 年に持続可能なマナグア行動計画(Plan de Acción – Managua Sostenible)として纏められ、無計画な市街地の拡大に対処するため、土地利用を適切に誘導・規制する手段として、土地利用計画・都市計画を策定する必要性が指摘された。また、マナグア市では 1999 年に策定された都市交通計画が目標年次(2018 年)を迎えようとしていることから、土地利用と密接な関係を有する都市交通計画の見直しについても併せて高い優先度を置いて対応すべき課題として挙げられた。

マナグア市は、1931 年、1972 年の地震により首都機能が著しく損なわれた過去があり、また、

市の北部と南部では 1000 メートル近くの高低差があるという地形的な要因により北部は降雨の度に浸水被害を蒙るなど、自然災害に対する脆弱性の軽減もマナグア市の持続可能な都市開発を考える上での必要な視点となっている。

本件は、上記を背景として、効率的な土地利用をベースとした都市開発や都市防災における豊富な知見や経験を有する我が国の支援を得て、持続可能な都市を形成するための基本計画を策定したいというマナグア市の希望を受け、ニカラグア政府より我が国に支援の要請がなされたものである。

上位目標	マナグア首都圏の土地利用計画・都市計画を活用した、社会・経済・都市・産業・環境の開発のための効果的・効率的なプロジェクトが策定される。
プロジェクト目標	マナグア首都圏の都市機能の効率化、自然災害への脆弱性の軽減に配慮した土地利用計画・都市計画が策定される。
成果	1. マナグア首都圏の都市機能、自然災害への脆弱性にかかる現状が把握される。 2. マナグア首都圏の発展にかかる社会経済フレーム、発展予測が設定される。 3. マナグア首都圏の土地利用計画・都市計画が策定される。 4. 土地利用計画・都市計画の施行に必要な法規、監督体制が設定される。
活動	1-1 マナグア市及び周辺市の都市開発の現況、土地利用計画に関連するこれまでの取り組みの情報を収集・分析する。 1-2 マナグア市及び周辺市の自然災害に対する脆弱性に関する情報を収集・分析する。 1-3 土地利用計画、都市計画の策定に際して不足する情報を特定する。 1-4 首都圏の範囲、不足する情報の補完方法を設定する。 1-5 首都圏に含まれる自治体間で必要な協定を締結する。 2-1 マナグア首都圏の成長に関連する社会経済情報を分析する。 2-2 目標年次までのマナグア首都圏の成長見通しを設定する。 3-1 マナグア首都圏の防災計画を策定する。 3-2 マナグア首都圏の土地利用計画を策定する。 3-3 マナグア首都圏の市都市開発計画を策定する。 4-1 策定された計画の実施を確実なものにするために必要な法規や監理体制を検討する。 4-2 監理体制の各参加者が管理に必要な根拠を制定するための取り組みに着手するよう、参加者間で合意を形成する。
投入	
日本側投入	・専門家派遣 ・研修 ・機材 ・在外事業強化費
相手国側投入	・C/P配置 ・既存の情報、策定済の各種計画 ・執務スペース
外部条件	特になし。
関連する援助活動	
(1)我が国の 援助活動	1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA ・首都交通網整備計画調査(1999年) ・マナグア市中長期上水道施設改善計画調査(2005年) ・防災地図・情報基盤整備計画調査(2006年) ・マナグア湖南部流域におけるマルチ・ハザード調査研究(2009年～2012年) ・ESCIに係るIDBとの連携促進にかかる招聘事業(2013年)
(2)他ドナー等の 援助活動	2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc. ・ノルウェー: マナグア湖南部流域(第3流域)の環境管理と土地利用に係る市役所の能力強化 ・IDB: マナグア湖南部流域(第3流域)の雨水排水プログラム ・IDB: 新興・持続的都市開発イニシアティブ(ESCI)



技術協力プロジェクト

2018年05月17日現在

本部／国内機関 : 地球環境部

案件概要表

案件名	(和)水銀調査・分析能力向上プロジェクト (英)Project for Improvement of Capacity in Survey and Analysis of Mercury
対象国名	ニカラグア
分野課題1	環境管理-水質汚濁
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-行政-環境問題
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	マナグア湖及びその周辺
署名日(実施合意)	2015年07月29日
協力期間	2015年10月06日 ~ 2017年10月05日
相手国機関名	(和)環境・天然資源省(MARENA)、保健省(MINSA)、ニカラグア国立自治大学・水資源研究センター(UNAN/CIRA)
相手国機関名	(英)MARENA, MINSA, UNAN/CIRA

プロジェクト概要

背景	<p>ニカラグアは、首都マナグアに面するマナグア湖(面積1,490 km²)、中米最大のニカラグア湖(面積8,029 km²)を有する、水資源に恵まれた国である。太平洋側地域における飲料水需要は年間4,199.41Mm³、供給能力は同4,266.35Mm³であるが(PHIPDA, 2003)、この飲料水の供給においても、両湖が重要な役割を担っている。</p> <p>しかしながら、1967年から1992年までマナグア湖の湖岸で操業していた苛性ソーダ工場からは、総量約40トンの金属水銀及び無機水銀を含む排水がマナグア湖に流出したことが確認されているため、残留水銀による汚染が懸念されている。またニカラグア湖についても、マナグア湖の湖水が流入しているため、汚染のリスクに晒されている状況にある。水俣病に代表されるとおり、水銀は最も有毒な汚染物質の一つであるため、飲料水の供給源となり、住民の生活の場ともなっている両湖の水銀汚染は、ニカラグアにとって非常に憂慮される事態である。</p> <p>この状況に対し、ニカラグア自治大学水環境研究センター(CIRA/UNAN)が我が国の国立水俣病総合研究センター(NIMD)の協力を受けて試験的な調査を実施したところ、マナグア湖底質中に、無機水銀から水俣病の発生原因となる有機水銀への移行がで高濃度に確認された。そのため、信頼性の高い水銀分析技術の導入したうえで速やかに汚染状況の全容を把握するとともに、汚染状況に応じた、的確な試料採取計画に基づいた水質モニタリングシステムの構築、水資源・水産資源利用に係る規制等の対策を検討する必要がある。</p>
上位目標	マナグア湖およびニカラグア湖において環境、健康に害のない水資源・水産資源利用がなされるための、水銀汚染状況のモニタリングがなされる。
プロジェクト目標	マナグア湖全域およびニカラグア湖特定域の水銀汚染の現状が明らかになる。
成果	<ol style="list-style-type: none">1. 環境ラボにおける水銀分析能力が強化される。2. マナグア湖およびニカラグア湖において水銀汚染状況が把握され、健康への影響が評価される。3. 水銀汚染モニタリング計画が策定される。4. 水銀の危険性と対策についての情報交換、マナグア湖周辺住民への啓蒙がなされる。

5. 水質汚染と健康被害を防止するための水資源利用にかかる法的枠組み及び規制が検討される。

(上位目標、目標、成果、また活動の一部について、事前に関係省庁で合意形成されていたものの、正式要請書が提出される過程で代表省庁幹部による手が入ったことにより理論性・整合性を欠いている。本調査票には正式要請書の内容を記載し、事前合意内容については補足資料として添付する。)

活動	<p>1-1 水、魚肉、毛髪中の総水銀分析手法を習得する。</p> <p>1-2 環境水中の総水銀分析値に係る信頼性を評価し、現状の総水銀分析手順における問題点を抽出し改善する。</p> <p>1-3 精度管理手法を含めた水、魚肉、毛髪中の総水銀分析マニュアルを作成する。</p> <p>1-4 魚肉、毛髪中のメチル水銀分析手順を習得する。</p> <p>1-5 認証標準物質、添加回収率試験等の精度管理手法を用いて分析値の信頼性を向上する。</p> <p>1-6 精度管理手法を含めた魚肉、毛髪中のメチル水銀分析マニュアルを作成する。</p> <p>1-7 水、底質、魚類のサンプリング手順を習得する。</p> <p>1-8 水、底質、魚類のサンプリングマニュアルを作成する。</p> <p>2-1 パイロット調査エリアを設定する。</p> <p>2-2 パイロット調査エリアにおける気象、水文、水利用、魚類等の情報を収集する。</p> <p>2-3 パイロットエリアにおける総水銀汚染調査計画(湖水、底質)を策定する。</p> <p>2-4 総水銀汚染調査(水、底質)を実施する(乾季、雨季に各1回)。</p> <p>2-5 パイロットエリアにおける水銀汚染調査(毛髪、魚肉中の総水銀およびメチル水銀)計画を策定する。</p> <p>2-6 水銀汚染調査(毛髪、魚肉中の総水銀およびメチル水銀)を実施する。</p> <p>2-7 水銀汚染調査報告書を作成する。</p> <p>3-1 水銀モニタリングの目的を明確にする。</p> <p>3-2 モニタリング項目、サンプリング地点、頻度に関する選定基準を設定する。</p> <p>3-3 水銀汚染モニタリング実施体制を踏まえモニタリング計画案を策定する。</p> <p>3-4 水銀汚染モニタリング計画案に基づきモニタリングを試行する。</p> <p>3-5 水銀汚染モニタリング計画を確定する。</p> <p>4-1 水銀の環境/健康への影響に関し、MINSА/MARENAの人員が日本の経験を学ぶ。</p> <p>4-2 水銀汚染の可能性のある水資源の利用によりリスクに晒されている住民への啓蒙を行う。</p> <p>5-1 水資源利用規制の現況及び関連法規・規制体制を確認する。</p> <p>5-2 水銀汚染調査結果に照らし、健康被害を防ぐ観点から必要な規制を検討する。</p> <p>5-3 水銀汚染調査結果に照らし、環境汚染を防ぐ観点から必要な規制を検討する。</p> <p>5-4 現実的な水資源利用規制のあり方を取り纏め、関係機関に説明する。</p>
投入	
日本側投入	<p>1. 日本人専門家の派遣</p> <p>ア. 総括/水銀分析/分析精度管理</p> <p>イ. 水銀分析(メチル水銀)/サンプリング</p> <p>ウ. 水質調査計画/水質モニタリング計画</p> <p>2. 本邦研修</p> <p>3. 機材:冷原子吸光分光光度計、試料保存用冷凍庫、GPS等</p>
相手国側投入	<p>1. C/P配置</p> <p>2. 専門家執務室:机、椅子、インターネット接続等</p> <p>3. 調査用船舶</p>
外部条件	特になし。
実施体制	
(1)現地実施体制	<p>○ニカラグア自治大学水資源研究センター(CIRA/UNAN):水銀汚染モニタリングに必要な技術を獲得する。</p> <p>・ニカラグア及び中米地域における水資源保全への貢献を目的に、1980年に設立。</p> <p>・「二国」保健省、環境自然資源省からの支援のもと、水資源にかかる課題解決に向けた調査研究を行っている。</p> <p>・所員数115名、内訳は46名の分析専門職員、管理部門職員69名。</p> <p>・年間予算はUS\$2,666,030(2010年)。</p> <p>○保健省(MINSА):マナグア湖を飲料水源としている住民およびマナグア湖の魚を摂取している住民に対する健康保護の観点から魚、毛髪中の総水銀量をモニタリングし、必要に応じ規制等の対策を検討する。</p> <p>○環境・天然資源省(MARENA):水銀汚染モニタリングの実施主体(サンプリング・分析はCIRAが実施)として予算措置を行い、MINSАと協力して水銀汚染防止に対する取組を行う。</p>
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA</p> <p>2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.</p> <p>○国際原子力機構(IAEA):Application of Nuclear Techniques in the Development of a Management Plan for the Watershed 69 of the Great Lakes of Nicaragua (NIC/5/012/)</p> <p>○国連環境計画(UNEP)及び地球環境保護機関(GEF):Colombia, Costa Rica and Nicaragua - Reducing Pesticide Runoff to the Caribbean Sea-Establishment of Base Line of Runoff of Pesticides to the Nicaraguan Caribbean Coast (2008年-2012年)</p>

○CARE Canada: Quality and Availability of Water Resources in the Sub Watershed of Rio Viejo" in cooperation with the Ministry of Environment and Natural Resources of Nicaragua (2009年-2011年)
○カナダ国際開発庁(CIDA): Central American Regional Master's Programme in "Science of Water" cooperation between CIRA/UNAN and the University of Calgary (2010年-2014年)



個別案件(専門家)

2018年07月28日現在

在外事務所 : ニカラグア事務所

案件概要表

案件名	(和) 地場産業振興アドバイザー (英) Local Economy Development Advisor
対象国名	ニカラグア
分野課題1	援助アプローチ-キャパシティ・ディベロップメント
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	計画・行政-開発計画-開発計画一般
プログラム名 援助重点課題 開発課題	農村地域における経済活性化 経済開発の促進に向けた基盤づくり 農村地域振興
プロジェクトサイト	(1年目)ニカラグア北部: エステリ県(エステリ市)、マドリス県(ジャラグィナ市)、ヌエバセゴビア県(オコタル市、モンテ市他)、マタガルパ県(マタガルパ市、サン・ラモン市他)
協力期間	2015年09月14日 ~ 2017年09月14日
相手国機関名	(和) 地方自治振興庁
相手国機関名	(英) Nicaraguan Institute of Municipal Development(INIFOM)

プロジェクト概要

背景

ニカラグアは、中南米カリブ地域においてハイチに次ぐ貧困国である。中小零細企業は全雇用の7割、GDPの4割を占めており、ニカラグア政府は中小零細企業、特に農村部に存在する中小零細企業の競争力強化を、雇用拡大・収入向上による貧困削減の観点から優先的な課題として位置付けている。2009年には「中小零細企業プログラム(PROMIPYME)」を策定し、中長期的な中小零細企業の振興に取り組んでおり、通商産業振興省(MIFIC)や家族・地域・協同組合経済省(MEFCCA)等が中心となって、中小零細企業に対し品質管理や簿記、金融アクセス、貿易に関する技術的支援やインフラ整備のための投資等を行っている。また、これら中央政府と連携しつつ、市役所を中心とした地域の活動も活発化している。

JICAは、2012年から課題別研修「地域振興(一村一品運動)」に市役所や地方自治振興庁(INIFOM)の職員15名を研修員として派遣してきたが、その内容がニカラグアが推進している地域経済振興政策や見本市の推進と調和しやすいくなどから、帰国研修員の活動が活発化している。また、2013年度及び2014年度には、上記活動をさらに推進するため、研修員の出身地であるニカラグア北部4県(※)にて、2回のF/U協力を実施した。同F/U協力においては、研修講師の訪問により現地での活動に有効性が確認され「分散・体験型見本市の導入」といった、今後推し進めるべき方向性が示されるとともに、上述のニカラグア北部4県にて、活動や実施体制を定着させることの重要性が提示された。

2015年9月より開始された本案件では、今後も同研修コースと連携しつつ、活動の進捗状況に合わせて中長期的な地域経済振興の方向性を提示し、ニカラグアに適した「分散・体験型見本市」の計画・運営方針策定手法の確立を目指すべく、個別専門家を導入し、活動のフォローを行っている。

同専門家の活動において、「分散・体験型見本市」を通じた小規模生産者のイベント実施能力の向上が期待されているが、マーケットプレイス(=道の駅)としての直売所の設立運営と、直売所出荷者としての生産者の組織化が、地場産業振興活動のさらなる展開に必要となっている。かかる状況において、2016年3月に調査団を投入し、「分散・体験型見本市」と連携した

マーケットプレイス(=道の駅)の導入方法や必要な取り組み、目指すべきモデル等を検討した。今後は、生産者-市場-消費者の効果的な相互作用による相乗効果を期待すべく、案件を進める予定である。

なお、我が国の支援により2014年に終了した開発調査「ニカラグア国家運輸計画プロジェクト」が交通セクター開発と産業振興の接点として提案した「道の駅」は、観光振興や地元経済発展のための有望な戦略のひとつとして受け止められた。今般、その試験的な実施を通してニカラグアに適した道の駅モデルを構築することを目的とした、個別案件「道の駅による地域経済振興アドバイザー」が我が国に対し要請され、既に採択済みである。

(※)プロジェクト対象地域として活動を展開している北部4県は以下。
エステリ県(エステリ市)、マドリス県(ジャラグイナ市)、ヌエバセゴビア県(オコタル市、モンテ市他)、マタガルパ県(マタガルパ市、サン・ラモン市他)

上位目標 対象地域において、分散・体験型見本市を基にした小規模生産グループおよび零細企業等による地域振興活動が促進される。

プロジェクト目標 ニカラグアに適した分散・体験型見本市の計画・運営方針策定手法が確立される。

成果

1. 市レベルの地場産業振興チームが設置・運営管理される。
2. 分散・体験型見本市と連携したマーケットプレイス(=道の駅)のモデル像が提示される。
3. 県・市レベルにおける分散・体験型見本市が定期的に計画・実施される。
4. 分散・体験型見本市の経験・知見が関係省庁、地方自治体、民間企業、NGO等と共有され、地場産業振興に関する今後の方針(方向性)が示される。

活動

- 1.1. 市レベルの地域振興および地場産業関係者間で意見交換・協議を行う。
- 1.2. 市レベルの地場産業振興チームを設置し、役割を明確にする。
- 1.3. 市レベルにおいて、分散・体験型見本市に関するワークショップを開催する。
- 2.1. 北部幹線道路沿いにおける地域産品の販売/振興の既存の取り組みや、自然発生的な休憩ポイントを特定し分析する。
- 2.2. 地域の条件に即し、分散・体験型見本市と連携したマーケットプレイス(=道の駅)の導入方法や必要な取り組みを検討する。
- 2.3. 分散・体験型見本市と連携したマーケットプレイス(=道の駅)のモデル像を設定する。
- 3.1. 県・市レベルにおける分散・体験型見本市の年間計画表を策定する。
- 3.2. 県・市レベルにおける分散・体験型見本市を計画する。
- 3.3. 県・市レベルにおける分散・体験型見本市を実施する。
- 4.1. 分散・体験型見本市の経験・知見を関係省庁、地方自治体、民間企業、NGO等と共有する。
- 4.2. 蓄積された経験・知見をもとに、分散・体験型見本市の計画・運営にかかるガイドラインを作成する。
- 4.3. 上記ガイドラインを関係者と共有する。

※専門家及び調査団は、市役所及びINIFOMが中心となり実施されるべき、これらの活動の実施を促進し、実施に際して助言・支援を行う。

投入

日本側投入

- ・日本人専門家 2名(短期シャトル型)
- ・調査団 1名(道の駅を通じた地域経済振興促進)
- ・在外事業強化費(プロジェクト運営費、ワークショップ開催費、ローカルコンサルタント備上、通訳備上等)

相手国側投入

- ・カウンターパートの配置
- ・専門家執務スペースの提供

外部条件 対象地域において、行政が対応のプライオリティを変更せざるを得ないほどの重大な自然災害や干ばつによる農業被害等が発生しないこと。

実施体制

(1)現地実施体制

地方自治振興庁(INIFOM)は本庁及び6地域支所(エステリ、レオン、グラナダ、フィガルバ、マタガルパ、リオサンファン)で構成され、職員は本庁が120名、各地域支所は10名程度で構成される。本庁は計画部、住民直接参加部、財務経理部、人事部から構成される。

本案件では、本庁職員(計画部)および2地域支所(第一(エステリ)及び第四(マタガルバ)支所)をプロジェクト1年目のC/P機関として、同地域支所が管轄するエステリ県、マドリス県、ヌエバセゴビア県及びマタガルパ県の地方自治体を協力実施機関として実施するものである。またプロジェクト2年目は、案件進捗及び個別専門家の活動を通じてプロジェクトサイト及びC/P機関としてのINIFOM地域支所の決定を行う。

なお、本案件は課題別研修「地方開発のためのコミュニティ・ベースト・アントレプレナーシップ(旧:地域振興/一村一品運動)」の研修員およびF/U協力と連携・協調を図りながら進めていくことを想定している。

関連する援助活動

(1)我が国の援助活動

- 1) 我が国の援助活動 Cooperation of the Japanese ODA
 - ・技術協力プロジェクト「地方行政能力強化プロジェクト」(2015年1月開始)
 - ・道の駅による地域経済振興アドバイザー(2016年度開始予定)
 - ・集団研修「中南米地域 地域振興(一村一品運動)」、同F/U協力、「地域開発計画管理」及び

(2)他ドナー等の
援助活動

- 「参加型地域開発のための地方行政強化」「中小企業振興政策」
- ・長期研修「キャパシティ・ディベロップメント及び地域開発」
- 2) 他ドナー等の援助活動 Cooperation by Other Donor Agencies, etc.
- ・中小零細企業の競争力強化プロジェクト(欧州連合)
- ・地方自治体能力強化プロジェクト(欧州連合)
- ・北部における女性協同組合プロジェクト(スペイン)



技術協力プロジェクト

2019年03月07日現在

本部／国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和) 農牧分野職業訓練改善プロジェクト (英) Vocational Training Improvement Project in Agricultural and Livestock Sector
対象国名	ニカラグア
分野課題1	農業開発-農業サービス(普及,研究,金融,農民組織等)
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-農業-農業一般
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	国家技術庁(INATEC)農牧技術指導センター(CETA)全14校
署名日(実施合意)	2013年04月21日
協力期間	2013年09月24日 ~ 2018年09月23日
相手国機関名	(和) 国家技術庁(職業教育校)
相手国機関名	(英) National Technological Institute (INATEC)

プロジェクト概要

背景	<p>ニカラグア(以下「ニ」国)では、GDPのうち、農業は10%、牧畜は8%、さらに第二次産業のうち農産加工業は9.9%であり、GDP全体の約3割を農牧分野が占めており、農牧分野は「ニ」国経済の中で重要な位置づけとなっている。</p> <p>この「ニ」国の農牧セクターの持続的な地域開発を支える礎として、同国政府は若年層への農牧分野の教育及び中小農家の生産能力を強化するための職業教育校の有効活用を重要な政策と位置付けている。</p> <p>「ニ」国における職業訓練は、国家技術庁(以下INATEC)が担っており、農牧分野についてはINATECの農牧技術指導センター(以下CETA)において指導が行われている。CETAでの授業は、INATEC本部から送付されるテキストに沿ってCETAの教員により実施されている。CETAで使用されている農牧課程のテキストは、ほぼ全ての科目で作成済みであるものの、文字ばかりであったり、内容面で不足部分も見られ、学生が必ずしも理解し易いものではない。そのため、授業においては、テキストの内容面の不足部分を教員自らが補足説明を加えて授業を行っている例も確認されている。また、科目の分野が多岐にわたるため、各教員は自分の専門外の科目の授業も実施しており、必ずしも全科目のテキストの内容を十分に理解しているわけではない。こうした状況を解決することがCETAでの職業教育上の課題となっている。</p> <p>以上の背景のもと、農牧分野のテキストの改訂及び改訂されたテキストに沿った教員の能力強化を目的として本プロジェクトが要請された。</p> <p>また、CETAの生徒の多くは農家の子弟であり、INATECによれば卒業後は約7割の生徒が実家へ戻り、農業に従事しているとされ、本プロジェクトによるINATECの農牧分野の科目改訂及び教員の能力強化を通じて、INATECの生徒が適正な技術を学ぶことは農業生産性の向上にもつながる。したがって「ニ」国政府が政策として掲げている農牧業の生産性向上等を通じた貧困削減にも合致している。</p>
----	---

上位目標 INATECの技術教育に貢献するため、CETAにおいて農牧分野の十分な技術指導が継続的に実施される。

プロジェクト目標 CETAの教員が農牧分野の技術を授業で十分に指導できる。

成果	1. INATECにおける現行の農牧分野のテキストが改訂される。 2. CETA教員が農牧分野の技術を習得する。
活動	1-1 テキストの内容、教員及び生徒に対するインタビュー調査、授業の実施状況、生産者や地域の企業等の要望に基づき、改訂すべきテキストの科目を特定する。 1-2 INATECの既存のテキスト改訂の仕組みに則り、1-1で特定した科目の改訂版テキストを作成する。 1-3 1-2で作成したテキストをINATEC内で承認する。 2-1 INATEC教員に対し、改訂版テキストの内容を理解し、改訂版テキストを用いて修正された内容の授業を行うために、座学形式及び実践形式のセミナー、ワークショップを開く。 2-2 2-1で学んだ内容を実際の授業及び実習においてOJT形式で実践する。
投入	
日本側投入	専門家派遣：チーフアドバイザー、畜産技術、農業技術、営農、教材作成、業務調整等 カウンターパート本邦研修：年間4名程度 機材供与：活動用車両、事務機器等
相手国側投入	プロジェクト活動経費：ワークショップ等開催経費等 プロジェクトダイレクター配置：INATEC長官 プロジェクトマネージャー配置：INATEC企画開発総局局長 カウンターパート配置：カリキュラム課、教員養成課、及び技術協力局からそれぞれ少なくとも1名、各CETAの校長、各CETAの副校長 プロジェクト事務所：土地・建物 プロジェクト活動経費
外部条件	(1)成果達成のための外部条件 ・既存のINATEC内でのテキスト改訂の枠組みが機能する。 ・干ばつ等によって対象地域での農業生産活動が影響を受けない。 (2)プロジェクト目標達成のための外部条件 ・本事業の受益者であるCETAの教員がINATECを辞めない。 (3)上位目標達成のための外部条件 ・INATECの農牧分野の教育方針が変わらない。
実施体制	
(1)現地実施体制	テキスト改訂のためのワーキンググループを設立する。本ワーキンググループにはカリキュラム課のカウンターパートが配置される。また、可能な限りCETAの校長、副校長や教員も配置する。改訂したテキストにかかるセミナーやワークショップを開催する際は、INATECの教員研修を管轄している教員養成課のカウンターパートが配置される。
(2)国内支援体制	なし
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	「ニ」国においてJICAがこれまで協力してきた「中小規模農家牧畜生産性向上計画プロジェクト(2005年～2010年)」、「小規模農家のための持続的農業技術普及計画プロジェクト(2008年～2013年)」、「農業開発アドバイザー(2009年～2012年)」等のプロジェクトにおいて、農家の現状に即した技術マニュアルが作成されているため、この成果を利用してつつテキストを改訂する。
(2)他ドナー等の援助活動	カナダ開発庁及びSUCO(Solidarite Union Cooperation)が共同で「ラス・セゴビアス若年生産者生産農業経営改善」(2011年～2018年)を実施中である。若年生産者の技術職業教育を通じた農牧生産改善を目的としているが、テキストの改訂は行われておらず、また限られた地域のみでの活動となっており、本事業との非効率的な重複はない。



個別案件(専門家)

2018年04月13日現在

本部/国内機関 : 農村開発部

案件概要表

案件名	(和)産業振興アドバイザー(水産業) (英) Advisor for Industrial Development (Fisheries)
対象国名	ニカラグア
分野課題1	農業開発-水産
分野課題2	
分野課題3	
分野分類	農林水産-水産-水産
プログラム名	プログラム構成外
援助重点課題	-
開発課題	-
プロジェクトサイト	サン・ファン・デル・スル(SJDS)
協力期間	2013年12月01日 ~ 2017年08月31日
相手国機関名	(和)水産庁
相手国機関名	(英) Nicaraguan Institute for Fisheries (INPESCA)

プロジェクト概要

背景

ニカラグア共和国(以下、ニカラグア)は、太平洋側約410km、カリブ海側約530kmの海岸線を有する。GDPに占める水産業の割合は1.1%(ニカラグア中央銀行、2012年推定)であるが、水産物輸出金額は178.5百万米ドル(ニカラグア水産庁、2011年)を記録し、同年の輸出総額の約9%を占めている。ニカラグア政府は貴重な外貨獲得源及びタンパク供給源として水産開発を重要な政策として位置づけている。現政権が掲げる「国家人間開発計画(2012-2016年)」においては、就業機会の増大と不平等及び貧困の削減を伴った経済成長を目標とし、水産分野に関しては、国内の公平な開発を進めるための沿岸地域住民の所得向上や養殖エビをはじめとする水産物の輸出増加を念頭に置いている。2012年から2016年までの目標としては、養殖を含む水産業について年間9%の生産増大を目標として掲げている。

我が国は過去に、ニカラグア政府の要請を受けて、太平洋岸の重要な水揚げ地であるサン・ファン・デル・スル(以下、SJDS)において、無償資金協力「SJDS漁業施設整備計画」を実施した(交換公文締結:2005年)。同漁業施設は2007年1月に完成したが、水揚げ量の減少のほか、流通・販売網の整備やターミナル運営などに課題があり、一部施設が十分に活用されていない状況にある。SJDS漁業ターミナルの活性化のためには、多方面の施策が必要とされており、2013年3月~6月に実施した「水産セクター/漁港振興情報収集・確認調査」では、活性化のための改善計画(案)として、以下5つのコンポーネントが提案された:①水揚げ量の安定化、②漁業経営の安定化、③流通活動の集約化・多様化、④多角的な施設運営、⑤運営体制の改善

ニカラグア政府は、SJDS漁業ターミナルにおいて漁民へのサービスを活性化・多様化するための助言および技術指導を行い、施設の活性化を推進するための「産業振興アドバイザー(水産業)」の派遣を日本政府へ要請した。本アドバイザーは、ニカラグア国水産庁(INPESCA)が実施する漁業ターミナル活性化のための各種活動を技術的に支援し、各ステークホルダーとの調整や助言・指導を行うことが期待される。

上位目標 SJDS漁業ターミナル活性化のための取組みが促進される。

プロジェクト目標 SJDS漁業ターミナル活性化にとって有効な具体的な取組み方針が明らかになり、ニカラグア国水産庁(INPESCA)および各ステークホルダーの間で共有される。
(想定されるステークホルダー: SJDS市、漁業者・漁業組合、集荷業者、輸出業者、港湾公社(EPN)、海運総局(DGTA)、観光庁(INTUR)等)

成果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 漁業資源管理に関するINPESCAの能力が向上する。 2. SJDS漁業ターミナル施設活性化のための組織体制および運営ルールが提案される。 3. SJDS漁業ターミナルの多角的利用方法が提案される。 4. 未利用漁獲物を活用した水産加工品が試験的に開発される。 5. SJDS周辺における海産魚養殖のフィージビリティが明らかになる。
活動	<ol style="list-style-type: none"> 1-1. SJDS周辺の既存のバルゴ(フェダイの一種)漁場の実態を把握するため、INPESCAとともに漁場調査を実施し、漁場マップ作成の支援を行う。 1-2. 漁場調査結果を基にバルゴの新漁場の適地を選定し、試験的に投入する人工魚礁の設計・制作・設置・モニタリングを技術的に支援する。 1-3. INPESCAとともにバルゴ漁場の管理計画を策定する。 1-4. SJDSで集荷・輸出業者が運用する餌獲り漁船およびトロール漁船の試験操業にINPESCAとともに参加し、底魚資源の調査結果を分析する。 1-5. INPESCAとともに沖合浮魚漁場の調査を実施する。 1-6. 沖合浮魚漁場の調査結果を基に、人工魚礁(浮魚礁)の試験的制作・設置・モニタリングを技術的に支援する。 <ol style="list-style-type: none"> 2-1. SJDS漁業ターミナルの施設利用者が意見交換を行うためのステークホルダー総会の開催およびステークホルダー間の調整を支援する。 2-2. ターミナルへの集荷業者誘致の施策をINPESCAとともに検討し、誘致の実証試験実施を支援する。 2-3. 実証試験の結果を踏まえ、施設・設備面での改善の必要性、施設利用条件(施設使用料等)、運営ルールなどについてINPESCAおよび集荷業者と協議する。 2-4. 2-3の結果を踏まえて、ターミナル施設活性化のための組織体制および運営ルールについて提案する。 <ol style="list-style-type: none"> 3-1. 製氷機や冷蔵施設の有効的な活用を検討するため、漁業者・集荷業者・ホテル・レストランなどを対象としたニーズ調査を行い、具体的な活用案につき関係者と意見交換を行う。 3-2. レジャーボートへの施設開放やレストラン・売店の設置など、施設の多角的利用の可能性を調査し、関係者と意見交換を行う。 3-3. 周辺漁村における氷、燃油、餌の調達ニーズを調査し、必要に応じてSJDS漁業ターミナルによるサービス提供を提案する。(以下4-1と合わせて実施する) 3-4. 観光セクターとの連携方針を検討し、必要に応じて観光庁(INTUR)や観光業者との調整・意見交換を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 4-1. 周辺漁村における未利用漁獲物の調査を実施する。 4-2. イワシおよび他の未利用漁獲物を活用した加工食品の試作および、地元住民向けの試食会の開催を支援する。 4-3. 4-2の結果を踏まえて、必要に応じて試作品の改良を行い、SJDS漁業ターミナルでの加工食品の製造・販売方法を提案する。 <ol style="list-style-type: none"> 5-1. SJDS周辺におけるバルゴ養殖のポテンシャル調査を実施し、養殖適地を検討する。 5-2. INPESCAが環境・天然資源省(MARENA) および地元組合と協力して太平洋岸北部において実施しているバルゴの養殖試験結果を確認し、バルゴ養殖の実証試験の実施方針を提案する。
投入	
日本側投入	<ul style="list-style-type: none"> ・短期専門家の派遣(シャトル型・3名・合計24MM) ・同専門家活動に係る必要経費
相手国側投入	執務室の提供、事務用品の提供、カウンターパートの配置など
外部条件	治安情勢が活動に大きな影響を与えない。
実施体制	
(1)現地実施体制	専門家をニカラグア国水産庁(INPESCA)に配置する。
関連する援助活動	
(1)我が国の援助活動	<p>無償資金協力: 大西洋岸北部零細漁業開発計画(1994年) サン・ファン・デル・スル漁業施設整備計画(2005年)</p>